

広島県告示第五百八十二号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成三十年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|          |                   |           |
|----------|-------------------|-----------|
| 名 称      | 所 在 地             | 撤 回 年 月 日 |
| 岡田整形外科医院 | 広島市南区宇品御幸四丁目九番三二号 | 平成三〇年八月三日 |